国立大学法人北海道大学総長 寳金 清博 様



団体交渉の申し入れ

北海道大学教職員組合は、①契約職員の期末手当および勤勉手当、②2021 年度(令和3年度)人事院 勧告および6月期の期末手当引き下げ案、について団体交渉を申し入れます。

教職員組合は北海道大学病院に勤務する研修医の期末手当の不払いについて、本学に対し2度質問書を提出しています。本学からの回答(2月14日付)にもあるように、就業規則に明記されていない以上、契約職員に対して期末手当及び勤勉手当を支払っていない状態は労働基準法に違反しています。この事項について、調査結果及び本学の認識について説明するとともに、不払い分の支払い計画を提示することを求めます。

本学は2022年2月17日に人事院勧告および本学の対応についての情報提供を行い、教職員組合に対し6月期の期末手当を引き下げる案を示しました。本学は人事院勧告をもとに期末手当引き下げの案を示すのみで、期末手当の引き下げについての妥当性を示していません。また、期末手当の引き下げは不利益変更にも関わらず、本学はその代替措置を示していません。そして、新型コロナウイルスの影響により教職員は長時間の勤務を強いられており、期末手当の引き下げ案に強く反対します。このような状況の中、本学は人事院勧告を根拠として期末手当を引き下げようとしており、到底容認できるものではありません。したがって、教職員組合は本学に対し、給与を引き下げる妥当性や合理的理由を説明するよう求めるとともに、仮に実施する場合には、教職員組合は不利益変更に関わる代替措置として、教職員の給与水準や待遇の改善を要求します。

上記2つの事案に関わり、以下の諸事項について団体交渉を申し入れます。また、団体交渉の方法は 対面での実施を求めます。

記

- 1. 契約職員の期末手当および勤勉手当について
 - (1) 研修医に対する期末手当・勤勉手当の不払いに関する本学の調査結果の公表を要求します。
 - (2) 研修医以外の契約職員に対しても同様に期末手当及び勤勉手当を支払っていない事案がないか、明らかにすること。
 - (3) 研修医への期末手当及び勤勉手当の不払いについて、不払いとなっている分の今後の支払い計画 (あるいは支払いの方針) を速やかに提示すること。

- 2. 2021年度(令和3年度)人事院勧告および6月期の期末手当引き下げ案について
 - (1) 6月期の期末手当の引き下げを行わないことを要求します。
 - (2) 引き下げを行う場合は、代替措置として本学の非常勤職員を含めた教職員の給与水準および待遇の改善を要求します。具体的には非正規職員の待遇・労働条件(時間給の引き上げ等)の改善、短時間勤務職員や嘱託職員等に対する期末・勤勉手当の支給、長時間労働の是正(超過勤務の上限を月60時間以内とすること)など職員の労働環境を改善すること、正規職員の労働条件(昇格等)を改善すること。

以上